



3 0 諮 問 第 1 号
2018 年（平成 30 年）2 月 21 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立川 丈夫 様

逗子市長 平 井 竜



認知症初期集中支援事業に係る
個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項
ただし書の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

福祉部 高齢介護課 池田
内線 2 5 3

(別 添)

担当所管名	福祉部高齢介護課
事務の名称	認知症初期集中支援事業
諮問の概要	認知症の人又はその疑いのある人で適切な医療・介護サービスにつながっていない人を支援する目的で設置される「認知症初期集中支援チーム」は、厚生労働省、平成 29 年 6 月 28 日に最終改正・通知した「地域支援事業実施要綱」及び、平成 27 年 1 月 27 日に発表された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」により、平成 30 年度までに全市町村に設置することが求められている。 認知症の特徴のひとつとして「自分が認知症である」という病識がない、あるいは忘れてしまうことがあり（以下、認知症状と記載）、故に治療や支援を拒否する人が多いのが実情である。認知症、又はその疑いのある本人から支援の同意を得られないためにその状況を放置することは認知症状の進行や、認知症の人や家族の生活状況の低下につながる恐れがある。認知症の支援は、早期診断、早期支援が重要でそのために本事業を実施することが必要である。本事業遂行のため、認知症専門医、保健師、精神保健福祉士等、認知症地域支援推進員（地域包括支援センター看護師）で構成される認知症初期集中支援チームにおいて本人に係わる情報を収集、共有し支援方法を決定し、適切な医療・介護サービスにつなぎ安定した生活を整える必要がある。 認知症初期集中支援チームが関わり支援することについて、本人からの申し出により実施されることが望ましいが、実際は地域住民等周囲からの相談により情報が収集され、支援につながるものが想定される。 以上のことから、認知症初期集中支援チームの対象となる者の個人情報について、本人外収集及び、本人通知の省略を行うことについて諮問をするもの。
事務の目的及び 根拠法令等	【目的】認知症になっても本人の意思が尊重され出来る限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、訪問支援対象者及びその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うことにより、自立支援の継続をサポートする。 【根拠法令】 介護保険法（第 115 条の 45 第 2 項第 6 号） 地域支援事業実施要綱 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）
対象となる個人の類型・ 対象者数	本市に住所を有する 40 歳以上の在宅生活かつ、認知症が疑われる又は認知症の人で必要な支援（治療や介護・福祉サービス）を受けていない人

第 8 条 関 係	本人以外から収集 する個人情報の内 容と収集先	【個人情報内容】氏名、性別、住所、生年月日、家族、病歴、生活歴、介護保険利用状況、生活状況、暮らしぶりや認知症が疑われる状況等 【収集先】家族、血縁者、地域住民、民生委員等
	本人以外から収集 する必要性等	認知症の人や認知症が疑われる人はその認識に乏しく、本人以外から必要な情報を収集しないと、その人に合った支援の検討ができないため。
	本人通知	☐実施 ☒省略（理由：一律に通知をすることにより本人の不安を増加させ支援が滞ることも想定され、事業の円滑な実施に支障を来す恐れがあるため。）